

<資料>

2023年度 島根大学法政研究会実施報告

島根大学法政研究会は、法経学科法学分野の教員、ならびに人間社会科学
研究科社会創成専攻法制コースの大学院生・研究生を主な参加者として開催
されている。今年度の活動報告は以下のとおりである。

(法政研究会事務局・毎熊浩一)

第1回 2023年7月26日

横井里保 (法経学科講師・税財政法)

「相続財産の時価評価と租税公平主義

—最高裁令和4年4月19日判決を素材として—

【報告要旨】

相続財産の時価評価において、土地等の通達評価額が時価よりも低く評価
されていることに着目して、実際の取引価格と評価通達による評価額の開差
を利用した租税負担の減少行為を否認するために、評価通達6により通達評
価額を否認する課税処分の適否が争点とされた裁判例が蓄積されてきた。

令和4年最高裁判決は、通達は法令ではないとして評価通達6の適用に言
及することなく、通達評価額を否認した課税処分が租税における平等原則に
反するか否かについて判断を下した。実質的な租税負担を強調して納税者の
相続税負担軽減行為や意図を認定し、通達評価額を否認することは、納税者
の予測可能性を阻害することとなる点を指摘した。

出席者 (7名)

〔教員〕大橋エミ、嘉村雄司、黒澤修一郎、小池直希、関耕平、毎熊浩一、

横井里保

第2回 2023年11月22日

舩越ゆい（大学院人間社会科学研究科修士課程2年）

「日本の独立行政法人制度とJICAの特殊性」

【報告要旨】

国家の公的な役割を有する事業の担い手として設立される法人の累計の一つに独立行政法人制度がある。これは政策の企画立案部門と運営実施部門を分離し組織運営を行うことで、効率的で柔軟な政策実施やコストの削減を目的としている。その一つにJICA(国際協力機構)が挙げられる。JICAはODAの一元的な実施機関として運営されているが、その性質上国家の外交政策の影響を強く受ける。JICAが行う国際協力の案件形成は原則被援助国の要請を基に外務省が外交の観点から要請を検討し、JICA内での審査を経て領国政府間で交換公文を締結した後、被援助国とJICAの契約を基に案件が実行される。しかし企画立案部門と運営実施部門の実質的な分離は不可能であるという指摘があり、主務大臣と法人の長の責任関係も明確でない。本論文では、主務大臣の決定する運営方針が独立行政法人の運営計画にどのような影響を及ぼすのか、また独立行政法人制度の適切な運営や主務府省とJICAの権限関係を研究する。

出席者（6名）

〔教員〕黒澤修一郎、小池直希、高橋正太郎、永松正則、毎熊浩一

〔学生〕舩越ゆい